

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県三郷市高州二丁目八十七番五の一部）

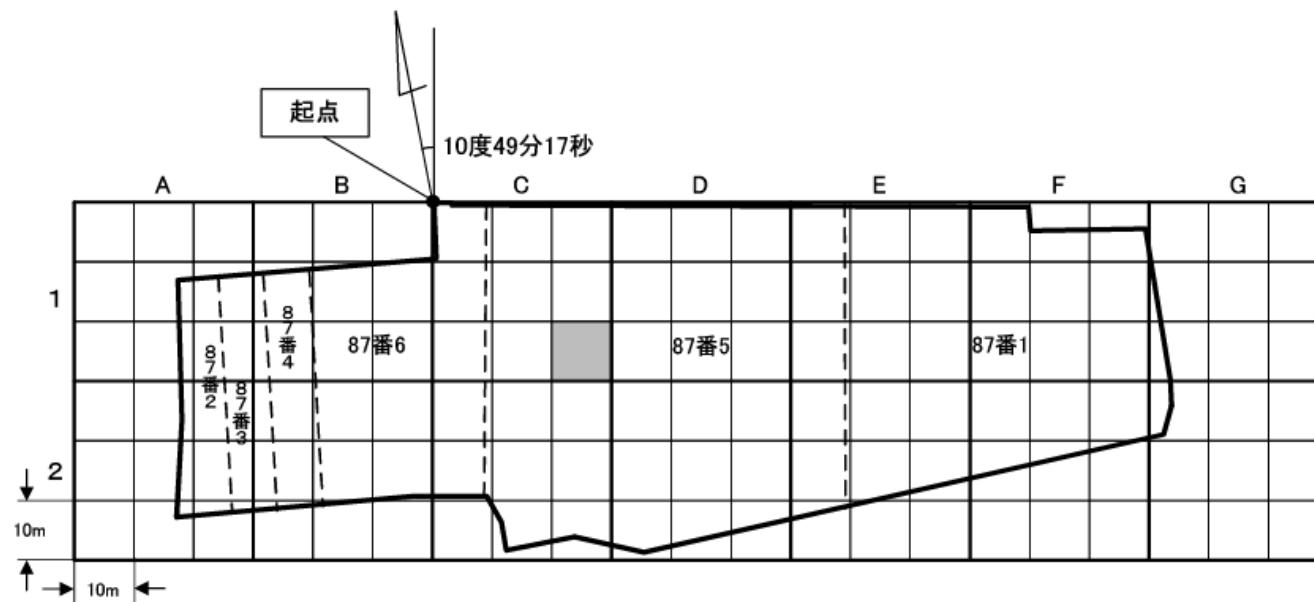
### 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

### 三 講すべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



起点

起点は埼玉県三郷市高州二丁目87番6の最北端とする。

■ 要措置区域に指定する区画

— 敷地境界

- - - 地番境界

格子の回転角度 10度49分17秒